

藤枝市勤労者福祉センター条例の一部を改正する条例

藤枝市勤労者福祉センター条例（昭和61年藤枝市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表の(1)体育室等の表職業・技能講習室の項を削り、同表中「教育文化室」を「教養文化室」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。